○厚生労働省告示第二百六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十八条の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である財団法人日本食品分析センターについて、次のとおり製品検査の業務の一部休止を許可したので、同法第四十五条第四号の規定に基づき公示する。

平成二十三年六月二十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

登録検査機関の名称	休止する製品検査の業務	休止の期間
財団法人日本食品分析センター	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査のうち動物を用いる検査の業務	平成二十三年六月二十一日から平成二十三年十月十六日まで

○農林水産省告示第千二百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年六月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栃木県鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百八十四号

南部大阪都市計画事業新住宅市街地開発事業和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四十条の規定により読み替えて適用される新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月二十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

工区番号

25―5、33―2、37―3、40―5、49―3、62―5

○国土交通省告示第六百八十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月二十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

細ヶ谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十一年建設省告示第三千百二十一号で指定した土地の区域を除く。）

福井県大野市上笹又

二十二字細ヶ谷　五番地一　一号から三十三号まで

二十三字鎌ヶ谷　一番地三　三十四号及び三十五号

一番地六　三十六号から三十八号まで

二十五字ツボ滝　一番地一　三十九号から六十九号まで

二十六字倉又谷　一番地一　七十号から七十七号まで

○国土交通省告示第六百八十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月二十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　細ヶ谷川

次に掲げる土地に存する標柱一号から七十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福井県大野市上笹又

二十二字細ヶ谷　五番地一　一号から三十三号まで

二十三字鎌ヶ谷　一番地三　三十四号及び三十五号

一番地六　三十六号から三十八号まで

二十五字ツボ滝　一番地一　三十九号から六十九号まで

二十六字倉又谷　一番地一　七十号から七十七号まで

○国土交通省告示第六百八十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により次に掲げる土地において施行した砂防設備工事が終了したので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月二十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　㈠　工事の施行が終了した河川等の名称

神里川

㈡　工事の施行が終了した土地の表示

平成二十一年国土交通省告示第九百三十七号

二　㈠　工事の施行が終了した河川等の名称

素川

㈡　工事の施行が終了した土地の表示

平成二十一年国土交通省告示第九百七十九号

○防衛省告示第百五十三号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年六月二十九日

防衛大臣　北澤　俊美

期　間　平成二十三年七月十一日から同年九月九日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。

区　域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の㈠から㈢までの十点を順次結んだ線及び㈠の点と㈢の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

㈠　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

㈡　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

㈢　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

その他

一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十四号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年六月二十九日

防衛大臣　北澤　俊美

期　間　平成二十三年七月十一日から同年九月九日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。

区　域　五島列島南方海面の次の㈠から㈤までの四点を順次結んだ線及び㈠の点と㈤の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

㈠　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

㈡　北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

㈢　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

㈣　北緯三一度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

㈤　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

㈥　北緯三二度二九分五一秒　東経一三二度四二分一三秒

㈦　北緯三二度二九分五一秒　東経一三二度〇四分一三秒

㈧　北緯三二度〇七分五一秒　東経一三二度二五分一三秒

㈨　北緯三二度〇七分五一秒　東経一三二度三四分五一秒

㈩　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他

一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。